



平成23年度下半期  
入札・契約の基本方針(業務)

平成23年8月  
中国地方整備局

## 業務の入札・契約の基本方針

建設コンサルタント業務等を、プロポーザル方式及び総合評価落札方式により発注する場合の基本的な考え方を示した『建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン』（調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会）が、平成23年6月30日付で改定され、公平な技術力の評価を行うための評価方法等の見直しがなされた。

上記を踏まえ、中国地方整備局においても、プロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用の見直しを行う。

◆適用時期：平成23年10月1日以降に、入札・契約手続きを開始する業務から適用

### ◆主な見直し内容

全て、全国统一事項

(1) 公平な技術力の評価を行うための評価方法の改善

- ① **技術者資格**の追加及び評価の見直し
- ② **他地方整備局等における表彰経験**の評価対象の見直し
- ③ **表彰経験の評価方法**の見直し
- ④ **業務成績の評価対象機関**の追加
- ⑤ **技術提案書等の枚数**に関する見直し
- ⑥ **マネジメント実務経験の評価対象**の見直し

(2) 競争性向上のための運用の見直し

- ⑦ **選定(又は指名)時の同評価の者が複数存在する場合の運用**の見直し
- ⑧ **設計共同体の参加**を認める場合の運用の見直し

(3) その他

## 平成23年度下半期 入札・契約の基本方針（業務）

### (1) 公平な技術力の評価を行うための評価方法の改善

#### ① 技術者資格の追加及び評価の見直し

- 現行の「技術士」、「RCCM」等に加え、「コンクリート診断士」、「土木鋼構造診断士」を、業務に応じて設定する。なお、いずれもRCCM相当として評価する。
- 現在、技術士相当として評価している「土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）」については、国家資格ではないことから、RCCM相当として評価する。

#### ② 他地方整備局等における表彰経験の評価対象の見直し

- 地域によらない公平な評価を行うため、プロポーザル方式で発注される業務のうち、他地方整備局等でも類似した業務内容で発注される業務(※)については、他地方整備局等の表彰経験も中国地方整備局の表彰経験と同等に評価の対象とする。（現行において、各地方整備局等に共通する業務を中国地方整備局が代表して発注する場合について、同様の運用を行っている。）
- ※運用ガイドラインに規定する「標準的な業務内容」に該当する業務とする。

#### ③ 表彰経験の評価方法の見直し

- 業務に必要な技術力を適正に評価するため、同じ業種区分の局長表彰、事務所長表彰を評価する。

現 行	
区分	加点(例)
①同じ業種区分の局長表彰あり	5
②同じ業種区分の事務所長表彰又は異なる業種区分の局長表彰あり	3
③異なる業種区分の事務所長表彰あり	1.8
④上記以外	0



見 直 し	
区分	加点(例)
①同じ業種区分の局長表彰あり	5
②同じ業種区分の事務所長表彰あり	3
③上記以外	0

※赤字はH23年度下半期における変更点

## 平成23年度下半期 入札・契約の基本方針（業務）

### ④業務成績の評価対象機関の追加

- 地域によらない公平な評価を行うため、国土交通省発注業務に加え、**内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の成績についても評価**する。

### ⑤技術提案書等の枚数に関する見直し

- 現在、「実施方針・実施フロー・工程表・その他」及び「評価テーマに対する技術提案」の記述量は、原則A4・1枚としているが、**業務内容に応じて**、より具体的な実施方針、技術提案等に基づいて公平な評価を行う必要がある場合（高度な調査・検討業務等）には、**A4・2枚まで**とすることができる。

### ⑥マネジメント実務経験の評価対象の見直し

- 技術者の技術力を適正に評価するため、マネジメント実務経験として、現在の「同種業務をマネジメントした経験」に追加して、「**類似業務をマネジメントした経験**」を評価する（ただし、加点には差を付ける）。

現 行	
区分	加点(例)
①平成〇年度以降に完了した同種業務の実績、過去に〇〇に関する研究実績、又は <b>過去に同種業務をマネジメントした実務経験</b> がある	10
②平成〇年度以降に完了した類似業務の実績がある	6
③上記以外	0



見 直 し	
区分	加点(例)
①平成〇年度以降に完了した同種業務の実績、過去に〇〇に関する研究実績、又は <b>過去に同種業務をマネジメントした実務経験</b> がある	10
②平成〇年度以降に完了した類似業務の実績、又は <b>過去に類似業務をマネジメントした実務経験</b> がある	6
③上記以外	0

## 平成23年度下半期 入札・契約の基本方針（業務）

### (2)競争性向上のための運用の見直し

#### ⑦選定(又は指名)時の同評価の者が複数存在する場合の運用の見直し

- プロポーザル方式の選定時(又は総合評価落札方式の指名時)において、選定(又は指名)の対象となる最下位順位の者で同評価の者が複数存在する場合には、5者を超えて選定(又は10者を超えて指名)する。

##### 現 行

プロポーザル方式の選定(又は総合評価落札方式の指名)の対象となる最下位順位の者で、同評価の者が複数存在する場合には、下記の基準で評価して5者を選定(又は10者を指名)する。

- ①過去2年間の中国地方整備局における同じ業種の平均業務成績評定点の高い者。
- ②中国地方整備局における手持ち業務量の少ない者。
- ③中国地方整備局における一般競争参加資格の格付け順位の高い者。



##### 見 直 し

プロポーザル方式の選定(又は総合評価落札方式の指名)の対象となる最下位順位の者で、同評価の者が複数存在する場合には、5者を超えて選定(又は10者を超えて指名)する。

#### ⑧設計共同体の参加を認める場合の運用の見直し

- 設計共同体の活用を図るため、プロポーザル方式又は総合評価落札方式により調達手続きを行うときは、原則として、単体企業に加え、設計共同体の参加を認めることとする。

##### 現 行

- ①公募型及び簡易公募型プロポーザル方式の場合は5,000万円以上の全ての業務について参加を認める
- ②簡易公募型プロポーザル方式で発注する5,000万円未満の業務及び総合評価落札方式で発注する全ての業務については、設計共同体による業務の履行が有効な業務について参加を認める



##### 見 直 し

原則として、設計共同体の参加を認める。

※ただし、設計共同体によることで業務が必要以上に細分化され非効率となる等、設計共同体の参加を認めることが適当でないものについてはこの限りでない。

※赤字はH23年度下半期における変更点

## 平成23年度下半期 入札・契約の基本方針（業務）

### （3）その他

- プロポーザル方式の場合、技術提案を求めるテーマを、現行では「特定テーマ」と表記しているが、総合評価落札方式にあわせ「評価テーマ」と表記することとする。
- 『建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン』（調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会、平成23年6月30日）「参考資料」の公示文及び業務説明書等の例を元に、公示文及び業務説明書等の構成及び表現の見直しを行う。